

重要文化財小林家住宅管理委託 受託者募集要項

1 趣旨

重要文化財小林家住宅の適切な保存管理及び公開運営を行うため、当該業務を受託する事業者を公募により選定する。

2 業務概要

(1) 業務名

重要文化財小林家住宅管理業務

(2) 業務場所

檜原村藤倉地内 重要文化財小林家住宅及び周辺

(3) 業務内容

小林家住宅の公開及びこれに付随する業務

(開館・閉館・清掃・モノレール運行・施設周辺管理等)

※詳細は別紙仕様書のとおり

(4) 業務期間

令和8年10月1日から令和9年3月31日まで(6か月間)

※小林家住宅モノレール更新工事に伴う休館期間(12月～2月)を含むため、当該期間中の業務内容について留意すること

3 応募資格

次の要件をすべて満たす者とする。

- (1) 契約日時点において、檜原村内に事業所を有する法人又はその他の団体であること ※個人での応募は不可
- (2) 村税等(村税及び村に対する各種納付金)の滞納がないこと。滞納がある場合は、契約締結までにこれを解消すること
- (3) 本業務を適切に遂行できる体制を有すること
- (4) 安全管理(モノレール運行、火気取扱い等)を適切に実施できる能力を有すること
- (5) 損害賠償責任保険に加入できること
- (6) 地方自治法施行令第167条の4に該当しないこと
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する団体でないこと

4 募集期間

令和8年5月11日(月)から5月29日(金)まで

5 応募方法

募集期間内に、必要書類を檜原村教育委員会へ提出すること。

6 提出書類

- (1) 応募申請書
- (2) 業務実施体制表（配置予定の各人員の役割や、従事日数等を示したもの）
- (3) 団体の運営状況が分かる資料（直近の収支状況の概要、決算書の写し等）
- (4) 見積書
※仕様書、勤務日目安表及び関係規定に基づき、必要な業務量を十分に把握したうえで見積額を算定すること
- (5) 類似業務実績書（任意）
- (6) その他村が必要と認める書類（指示があった場合）

7 選定方法

提出書類の内容から実施体制・健全性・価格・実績を総合的に審査し、必要に応じてヒアリングを実施のうえ、受託候補者を選定する。

8 問い合わせ先

檜原村教育委員会 教育課 社会教育係 菊池

電話 042-598-1011

Mail syakaikyou@vill.hinohara.tokyo.jp